

死亡災害ゼロ・アンダー190伊勢

令和5年
3月号

令和4年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
R5. 2月末速報値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）における令和4年（令和5年1月末速報値）の休業4日以上（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は、死亡者数は0人、休業4日以上（死傷者数）は235人です。

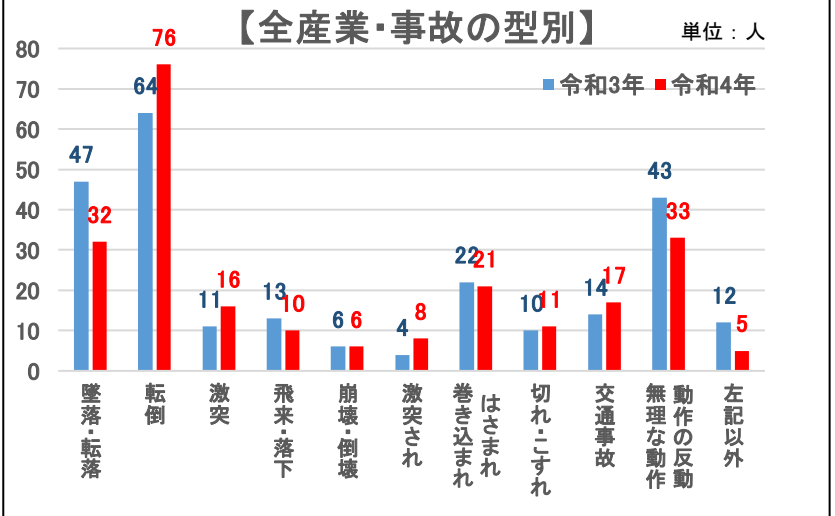
全業種合計では、11人、4.5%の減少となり、業種別では製造業及び建設業では減少となっているものの、道路貨物運送業、小売業などで大きく増加しています。また、業種をさらに細かく見ると、製造業の中でも食料品製造業では減少しておらず、建設業の中でも土木工事業では増加しています。

県内では、今年に入り死亡災害が急増し、3月9日付で三重労働局長名で「労災死亡事故 非常事態宣言」が発出されました。管内においては令和3年2月に2件死亡災害が発生して以降、0件を継続していますが、慌ただしくなる年度末・年度初めにおいて災害防止活動の強化をお願いします。

【令和4年 休業4日以上（死傷）災害発生状況 伊勢署】

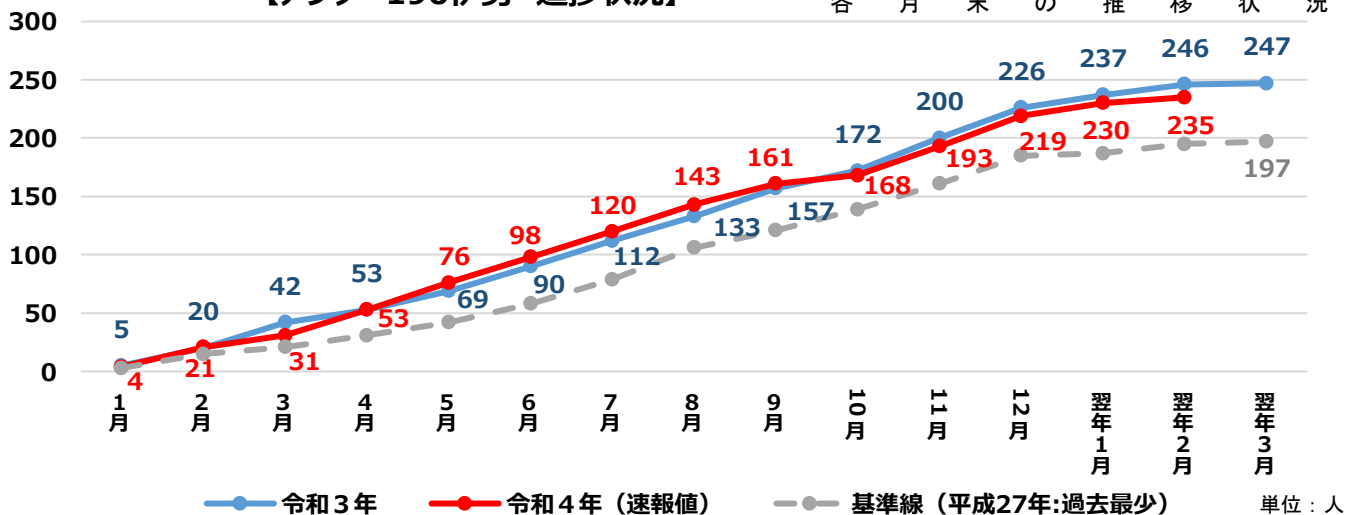
| | 令和3年 | | 令和4年 | | 前年比 | |
|---------|------|-----|------|-----|------|--------|
| | 死亡 | 死傷 | 死亡 | 死傷 | (死亡) | (死傷) |
| 全業種 | 2 | 246 | 0 | 235 | -11 | -4.5% |
| 製造業 | 2 | 51 | 0 | 39 | -12 | -23.5% |
| 建設業 | 0 | 33 | 0 | 26 | -7 | -21.2% |
| 道路貨物運送業 | 0 | 8 | 0 | 15 | +7 | +87.5% |
| 林業 | 0 | 5 | 0 | 4 | -1 | -20.0% |
| 小売業 | 0 | 32 | 0 | 46 | +14 | +43.8% |
| 社会福祉施設 | 0 | 33 | 0 | 34 | +1 | +3.0% |
| 旅館業 | 0 | 20 | 0 | 16 | -4 | -20.0% |

【全産業・事故の型別】



【アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上（死傷）災害発生者数
各月末の推移状況



化学物質規制の改正～自律的管理へ～

現在、国内で使用されている化学物質は数万種類にのぼり、労働災害の原因となった化学物質の多くは化学物質関係の特別規則の規制の対象外となっています。本改正は、これらの規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

| 規制項目 | | 2022(R4). 5.31(公布日) | 2023(R5). 4.1 | 2024(R6). 4.1 |
|----------------------|--|------------------------|------------------|------------------|
| 化学物質管理 体系の 見直し | ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加 | | | ● |
| | ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること) | | ● | ● |
| | ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存 | | ● | |
| | 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係) | | ● | ● |
| | 衛生委員会付議事項の追加 | | ● | |
| | がん等の遅発性疾病の把握強化 | | ● | |
| | リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存 | | ● | |
| | 化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示 | | | ● |
| | リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等 | | | ● |
| | がん原性物質の作業記録の保存 | | ● | |
| 実施体制の 確立 | 化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化 | | | ● |
| | 雇入れ時等教育の拡充 | | | ● |
| | 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 | | ● | |
| 情報伝達の 強化 | SDS等による通知方法の柔軟化 | ● | | |
| | SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 | | ● | |
| | SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化 | | | ● |
| | 事業場内別容器保管時の措置の強化 | | ● | |
| | 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 | | ● | |
| 管理水準良好事業場の特別規則等適用除外 | | ● | | |
| 特殊健康診断の実施頻度の緩和 | | ● | | |
| 第三管理区分事業場の措置強化 | | | ● | |

今後、令和5年4月1日、令和6年4月1日と順次施行されます。

「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」のリーフレット等を活用し、準備をすすめ、着実に実施していただくようお願いいたします。

新たな化学物質規制

検索

